

「新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん」および「緊急支援融資」

に係る印紙税非課税措置の適用に関するお知らせ

港区独自の「新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん」および「緊急支援融資」につきまして、以下の①及び②の条件を満たす場合には、コロナ税特法第11条第2項に規定する金銭の貸付に該当し、印紙税非課税措置の対象となります。

①特別に有利な条件で行う金銭の貸付について、次の(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。

(根拠法令:コロナ税特法第11条第2項、コロナ税特例第8条第5項)

(1) 借入れ者に対する要件

コロナ税特令第8条第5項第1号、同条同項第2号に定める貸付け(借入者が以下の者)であること。

① 中小企業信用保険法 第12条(同法第2条第5項第4号に限る)に規定する保証を受けた者

② 同法 第15条に規定する保証を受けた者

③ 中小漁業融資保証法 第4条第1号に規定する債務の保証を受けた者

④ 農業信用保証保険法 第8条第1号に規定する債務の保証を受けた者

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 第6条第1項第3号に規定する債務の保証を受けた者

⑤ 独立行政法人農林漁業信用基金法 第12条第1項第5号に規定する債務の保証を受けた者

※上記③～⑥については、「その債務の全部を保証するもの、その他コロナ法特規則第6条第5項に定める要件に該当するもの」に限る。

(2) 貸付け条件に対する要件

各事業者への貸付条件が「据置期間が6月以上であり、かつ、その償還期間が1年以上」であること。

②特定事業者に対する特別貸付けであることが消費貸借契約書において明らかにされていること。

(根拠法令:コロナ税特法第11条第2項、コロナ税特例第8条第6項)

(1) 上記①(1)に該当する場合

該当する債務の保証であることを認定する市区町村の認定書(写しでも可)又は信用保証協会の信用保証書等を契約書に添付すること。

(2) 上記①(2)に該当する場合

契約書に「新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん」または「緊急支援融資」と表示すること。

・それぞれの融資に係る、非課税措置の条件の該当・非該当の判別は区では行っておりません。

上記の条件をご確認ください。

・ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

・印紙税が非課税となる消費貸借契約書につきまして、既に印紙税を納付している場合には、還付申請の手続きが税務署にて可能です。港区役所でのお手続きはございません。

・還付申請に係る申請書の様式や手続きにつきましては、【国税庁ホームページ】をご参照ください。

・一定の金融機関に該当するか(新型コロナウイルス特8④)の判断は、各金融期間において判断ください。